

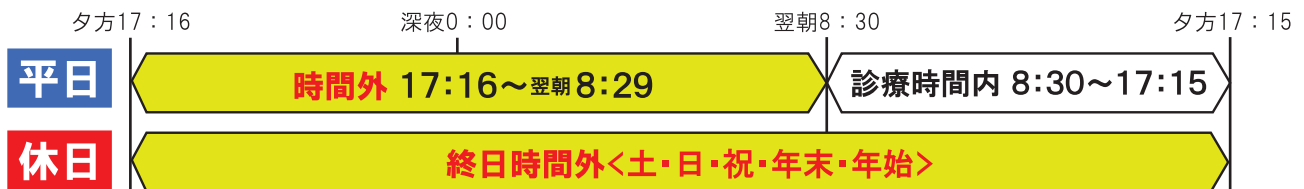
紹介状なし初診時の 料金が変わりました



平成30年度診療報酬改定において、平成30年4月1日より一般病床400床以上の地域医療支援病院では、紹介状なしで受診される患者さんから、診療費とは別に初診時に所定の金額（選定療養費）を徴収することが義務付けられましたのでお知らせいたします。また時間外においても同様に料金を変更しましたので合わせてお知らせいたします。

紹介状なし 初診時の料金 (選定療養費)が 変わりました	紹介状なしで初診	改定前 1,130円	▶▶▶	改定後 5,400円 ^(税込) ※歯科の場合3,240円
	時間外の初診 (※1)	改定前 1,130円	▶▶▶	改定後 5,400円 ^(税込) ※歯科の場合3,240円
	再診時 (※2)	改定前 無し	▶▶▶	改定後 2,700円 ^(税込) ※歯科の場合1,620円

時間外の初診とは(※1) 診療時間外に紹介状なしで初診で受診する場合



※診察代や文書料とは別に徴収させていただきます。

再診時とは(※2)

当院再診の方で、病状が安定し、他の医療機関への紹介を受けた方が紹介状なしに再受診された場合、あるいは他の医療機関への紹介を当院より申し出たが、引き続き当院での診療を希望された方につきましては、再診料のほかに別途、**再診時定額負担2,700円（歯科の場合1,620円）税込**をご負担していただきます。

選定療養費 対象の方	・小児輪番日であって夜間休日診療所等から紹介された患者	・特定健診・がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
	・救急車で搬送された患者、公費負担医療の対象患者、HIV感染者	・治験協力者である患者
	・当院で他の診療科を受診中の患者	・災害により被害を受けた患者

歯科(口腔外科)について

当センターは、平成30年5月1日より、歯科(口腔外科)を開設しました。歯科とその他の診療科(医科)とは、別医療機関扱いとなるため、当センターの医科受診中であっても歯科に紹介状なしで受診される場合や、その逆の場合も選定療養費をご負担いただきます。

お問い合わせ 医事課 初診受付